

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

諸手当認定状況の確認について（通知）

扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当については、令和3年3月8日付け2高教福第1540号教職員・福利課長通知「諸手当の届出手続等について（通知）」により適切な取扱いについてのご指導をお願いしているところですが、特に扶養手当について扶養親族の収入状況等の変動により手当の支給要件を欠く状態となっているにも関わらず、届出の遅れ等によって支給が継続された結果、職員に多額の戻入を求めなければならない事例が多く発生しています。

手当の支給要件を欠く状態になった場合には、その時点で速やかに届出を行い、扶養親族の収入が下がるなどにより、再び手当の支給要件を満たすようになった場合には、再度の届出を行う必要があります。

手当の支給要件を欠く状態になっていたことが事後に発覚した場合には、その後再び手当の支給要件を満たすようになっていたとしても、手当の支給要件を欠く状態になっていた時点に遡り、戻入することが必要となります。

公金の適切な支出を図り、戻入事例の発生を防ぐためには、日頃から職員が自身の認定状況を把握する必要があります。諸手当の認定情報については、毎年度7月1日を基準日とし、確認を行うよう通知しているところですが、状況に変化がある場合には速やかに届出を行う必要があります。

つきましては、各教育委員会におかれては、管内の小中学校長等への周知を図るとともに、各学校長から支給要件を欠く旨の届出があった場合には、速やかに県教育委員会に届出を行ってください。

（問い合わせ先）

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

令和3年12月10日

各市町村（学校組合）立小中学校長
高知市立義務教育学校長
高知市立高知特別支援学校長 様
高知市立高知商業高等学校長

高知県教育長

諸手当認定状況の確認について（通知）

扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当については、令和3年3月8日付け2高教福第1540号教職員・福利課長通知「諸手当の届出手続等について（通知）」により適切な取扱いについての職員への注意喚起等をお願いしているところですが、特に扶養手当について扶養親族の収入状況等の変動により手当の支給要件を欠く状態となっているにも関わらず、届出の遅れ等によって支給が継続された結果、職員に多額の戻入を求めなければならない事例が多く発生しています。

手当の支給要件を欠く状態になった場合には、その時点で速やかに届出を行い、扶養親族の収入が下がるなどにより、再び手当の支給要件を満たすようになった場合には、再度の届出を行う必要があります。

手当の支給要件を欠く状態になっていたことが事後に発覚した場合には、その後再び手当の支給要件を満たすようになっていたとしても、手当の支給要件を欠く状態になっていた時点に遡り、戻入することが必要となります。

公金の適切な支出を図り、戻入事例の発生を防ぐためには、日頃から職員が自身の認定状況を把握する必要があります。諸手当の認定情報については、毎年度7月1日を基準日とし、確認を行うよう通知しているところですが、状況に変化がある場合には速やかに届出を行う必要があります。

つきましては、貴職におかれては職員に周知を図るとともに、職員から支給要件を欠く旨の届出があった場合には、速やかに市町村（学校組合）教育委員会に届出を行ってください。

（問い合わせ先）

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

令和3年12月10日

職員の皆様へ

教職員・福利課 給与担当

諸手当認定状況の確認について（通知）

扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当については、これまで適切な取扱いをお願いしているところですが、特に扶養手当について扶養親族の収入状況等の変動により手当の支給要件を欠く状態となっているにも関わらず、届出の遅れ等によって支給が継続された結果、職員に多額の戻入を求めなければならない事例が発生しています。

手当の支給要件を欠く状態になった場合には、その時点で速やかに届出を行い、扶養親族の収入が下がるなどにより、再び手当の支給要件を満たすようになった場合には、再度の届出を行う必要があります。

手当の支給要件を欠く状態になっていたことが事後に発覚した場合には、その後再び手当の支給要件を満たすようになっていたとしても、手当の支給要件を欠く状態になっていた時点に遡り、戻入することが必要となります。

公金の適切な支出を図り、戻入事例の発生を防ぐためには、日頃から職員が自身の認定状況を把握する必要があります。諸手当の認定情報については、毎年度7月1日を基準日とし、確認を行うよう通知しているところですが、状況に変化がある場合には速やかに届出を行う必要があります。

つきましては、令和3年3月8日付け2高教福第1540号教職員・福利課長通知「諸手当の届出手続等について（通知）」及び別添の留意事項をご確認のうえ、ご自身の認定状況に応じて、届出の必要がある場合には、速やかに手続きを行うようにしてください。

（問い合わせ先）

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

扶養手当に関する留意事項

戻入の原因となるよくある事例を記載しますので、ご注意ください。

(1) 給与収入で1年間の合計が 130 万円未満になるよう調整していたので、問題ないと思い、各月ごとの収入を確認していなかった。

月間の収入が変動する場合には、連続する3か月の給与収入の平均額が108,333円以上となった場合、除外の届出が必要です。

※3か月間の平均が108,333円未満となる場合、再度届出をすることで扶養親族として認定することができます。

(変動する場合でも、就職当初において年間の収入が130万円以上になると推定される場合は、就職当初から扶養親族としての要件を欠きます。)

【事例】

①収入額は、通勤手当や残業手当等を含んだ総収入額(所得税等の控除前)です。

②賞与は、支給対象となる月数で割って加算します。1月から6月までを対象とする賞与が6月に支給された場合、1月から6月に賞与を6分の1した金額を加算した金額が収入額となります。

(2) 事業所得は、所得証明書の所得額(確定申告後の所得額)で年額130万円未満となっていたので支給要件を満たすと思っていた。

扶養手当の認定において認められる必要経費は、所得税法上の必要経費とは異なりますので、確定申告で所得が130万円未満でも扶養親族の要件を満たさないことがあります。

<扶養手当の認定において認められる必要経費>

○商品の仕入代金、商品の発送に伴う荷造運賃、従業員に支払う給料などのように事業を行うに当たって必要不可欠な直接的な経費(この経費でも事業内容により認められない経費があります。)

○事業に必要な家屋、備品等を維持・管理するための必要不可欠な経費(この経費でも事業内容により認められない経費があります。)を基本にその実額をもって必要経費とします。

※うえの<扶養手当の認定において認められる必要経費>に該当するか否かについては、事業運営の実態等により個別に判断する必要があります